

広島県上下水道部告示第一号

平成十八年企業局告示第三号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等）は、廃止する。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘